

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
牧之原地区機能診断その3業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業牧之原地区機能診断その3業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営牧之原農業水利事業により造成された中央幹線水路及び掛川幹線水路、阪本幹線水路、榛原幹線水路、菊川幹線水路、相良幹線水路、新谷幹線水路、掛川支川水路、中一2支川水路、中一3支川水路、中一6支川水路、阪本支川水路、相良支川水路の鋼管部におけるマクロセル腐食に関する機能診断調査を行うものである。														
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、静岡県島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市地内で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。														
(管理技術者) 第1-6条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">業務に該当する部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														

項 目	内 容									
(担当技術者) 第 1・7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1・8 条によるものとする。									
(配置技術者の確認) 第 1・8 条	共通仕様書第 1・11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1・12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。									
(保険加入) 第 1・9 条	受注者は、共通仕様書第 1・37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。									
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2・1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとし、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>発行所</th><th>制定年月</th></tr></thead><tbody><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>R5.4</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>H28.8</td></tr></tbody></table> ※農林水産省HPで入手可能。	名称	発行所	制定年月	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5.4	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28.8
名称	発行所	制定年月								
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5.4								
農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28.8								
(作業条件) 第 2・2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 幹線水路及び支線水路は牧之原畑地総合整備土地改良区が管理している。 (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (3) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (4) 調査は下記に示す期間を予定しているが、施設内への立ち入り日程等の詳細について、契約締結後速やかに監督職員と打合わせるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>作業可能期間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>幹線水路及び支線水路</td><td>令和6年9月～令和6年11月</td><td></td></tr></tbody></table> (5) 仮設工（水替工）は、別紙1「調査対象施設諸元一覧表」によるものとするが現地状況により必要と判断される場合は監督職員と協議するものとする。 (6) 保安対策（交通誘導警備員）は、別紙1「調査対象施設諸元一覧表」によるものとするが現地状況により必要と判断される場合は監督職員と協議するものとする。	施設名	作業可能期間	備考	幹線水路及び支線水路	令和6年9月～令和6年11月				
施設名	作業可能期間	備考								
幹線水路及び支線水路	令和6年9月～令和6年11月									

項 目	内 容																																																																						
(対象施設) 第2-3条	対象施設の主な概要は、次に示すとおりである。詳細については別紙1「調査対象施設諸元一覧表」による。 <table><thead><tr><th></th><th>幹線・支線</th><th>水路延長</th><th>調査管径</th><th>調査箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>中央幹線水路</td><td>L=34,989m</td><td>φ1,350~75mm</td><td>27箇所</td></tr><tr><td>(2)</td><td>掛川幹線水路</td><td>L=8,531m</td><td>φ600~150mm</td><td>5箇所</td></tr><tr><td>(3)</td><td>阪本幹線水路</td><td>L=10,317m</td><td>φ500~150mm</td><td>11箇所</td></tr><tr><td>(4)</td><td>榛原幹線水路</td><td>L=10,782m</td><td>φ400~150mm</td><td>12箇所</td></tr><tr><td>(5)</td><td>菊川幹線水路</td><td>L=5,793m</td><td>φ300~100mm</td><td>6箇所</td></tr><tr><td>(6)</td><td>相良幹線水路</td><td>L=7,995m</td><td>φ500~150mm</td><td>11箇所</td></tr><tr><td>(7)</td><td>新谷幹線水路</td><td>L=1,750m</td><td>φ150mm</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>(8)</td><td>中一2支川水路</td><td>L=2,892m</td><td>φ100~80mm</td><td>2箇所</td></tr><tr><td>(9)</td><td>中一3支川水路</td><td>L=126m</td><td>φ300mm</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>(10)</td><td>中一6支川水路</td><td>L=928m</td><td>φ200mm</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>(11)</td><td>掛川支川水路</td><td>L=912m</td><td>φ150mm</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>(12)</td><td>阪本支川水路</td><td>L=1,144m</td><td>φ200mm</td><td>2箇所</td></tr><tr><td>(13)</td><td>相良支川水路</td><td>L=412m</td><td>φ150mm</td><td>1箇所</td></tr></tbody></table>		幹線・支線	水路延長	調査管径	調査箇所	(1)	中央幹線水路	L=34,989m	φ1,350~75mm	27箇所	(2)	掛川幹線水路	L=8,531m	φ600~150mm	5箇所	(3)	阪本幹線水路	L=10,317m	φ500~150mm	11箇所	(4)	榛原幹線水路	L=10,782m	φ400~150mm	12箇所	(5)	菊川幹線水路	L=5,793m	φ300~100mm	6箇所	(6)	相良幹線水路	L=7,995m	φ500~150mm	11箇所	(7)	新谷幹線水路	L=1,750m	φ150mm	1箇所	(8)	中一2支川水路	L=2,892m	φ100~80mm	2箇所	(9)	中一3支川水路	L=126m	φ300mm	1箇所	(10)	中一6支川水路	L=928m	φ200mm	1箇所	(11)	掛川支川水路	L=912m	φ150mm	1箇所	(12)	阪本支川水路	L=1,144m	φ200mm	2箇所	(13)	相良支川水路	L=412m	φ150mm	1箇所
	幹線・支線	水路延長	調査管径	調査箇所																																																																			
(1)	中央幹線水路	L=34,989m	φ1,350~75mm	27箇所																																																																			
(2)	掛川幹線水路	L=8,531m	φ600~150mm	5箇所																																																																			
(3)	阪本幹線水路	L=10,317m	φ500~150mm	11箇所																																																																			
(4)	榛原幹線水路	L=10,782m	φ400~150mm	12箇所																																																																			
(5)	菊川幹線水路	L=5,793m	φ300~100mm	6箇所																																																																			
(6)	相良幹線水路	L=7,995m	φ500~150mm	11箇所																																																																			
(7)	新谷幹線水路	L=1,750m	φ150mm	1箇所																																																																			
(8)	中一2支川水路	L=2,892m	φ100~80mm	2箇所																																																																			
(9)	中一3支川水路	L=126m	φ300mm	1箇所																																																																			
(10)	中一6支川水路	L=928m	φ200mm	1箇所																																																																			
(11)	掛川支川水路	L=912m	φ150mm	1箇所																																																																			
(12)	阪本支川水路	L=1,144m	φ200mm	2箇所																																																																			
(13)	相良支川水路	L=412m	φ150mm	1箇所																																																																			
(貸与資料等) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><thead><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>牧之原地区一般計画平面図</td><td>1式</td></tr><tr><td>牧之原地区施設管理図面集抜粋</td><td>〃</td></tr><tr><td>牧之原用水農業水利事業 事業誌</td><td>〃</td></tr><tr><td>H21年度牧之原地区機能診断その3業務</td><td>〃</td></tr><tr><td>H21年度牧之原地区機能診断その5業務</td><td>〃</td></tr><tr><td>H21年度牧之原地区機能診断その6業務</td><td>〃</td></tr><tr><td>H21年度牧之原地区機能診断その7業務</td><td>〃</td></tr><tr><td>H21年度牧之原地区機能診断その8業務</td><td>〃</td></tr></tbody></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸与資料	数量	牧之原地区一般計画平面図	1式	牧之原地区施設管理図面集抜粋	〃	牧之原用水農業水利事業 事業誌	〃	H21年度牧之原地区機能診断その3業務	〃	H21年度牧之原地区機能診断その5業務	〃	H21年度牧之原地区機能診断その6業務	〃	H21年度牧之原地区機能診断その7業務	〃	H21年度牧之原地区機能診断その8業務	〃																																																				
貸与資料	数量																																																																						
牧之原地区一般計画平面図	1式																																																																						
牧之原地区施設管理図面集抜粋	〃																																																																						
牧之原用水農業水利事業 事業誌	〃																																																																						
H21年度牧之原地区機能診断その3業務	〃																																																																						
H21年度牧之原地区機能診断その5業務	〃																																																																						
H21年度牧之原地区機能診断その6業務	〃																																																																						
H21年度牧之原地区機能診断その7業務	〃																																																																						
H21年度牧之原地区機能診断その8業務	〃																																																																						
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用する図書及び参考図書は、施設機能診断作業時の最新版を用いるものとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (5) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (6) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (7) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																																																						

項 目	内 容																		
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。 【作業項目表】 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>1. 事前調査</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1-1. 資料調査</td><td>81箇所</td><td></td></tr><tr><td>1-2. 現地踏査</td><td>81箇所</td><td></td></tr><tr><td>2. 現地調査</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2-1. 管対地電位分布測定</td><td>81箇所</td><td></td></tr></table>	作業項目	数量	備考	1. 事前調査			1-1. 資料調査	81箇所		1-2. 現地踏査	81箇所		2. 現地調査			2-1. 管対地電位分布測定	81箇所	
作業項目	数量	備考																	
1. 事前調査																			
1-1. 資料調査	81箇所																		
1-2. 現地踏査	81箇所																		
2. 現地調査																			
2-1. 管対地電位分布測定	81箇所																		
(現地作業内容) 第3-2条	現地作業の内容は別紙2「作業項目内訳表」のとおりである。なお、詳細数量については別紙1「調査対象施設諸元一覧表」による。また、作業は施設管理者との調整の上で行うこととする。 (1) 現地踏査 資料調査で得られた情報を参考に、道路の使用許可の要否、他の埋設管の敷設状況、民地への立入の有無の確認等を行う。 (2) 管対地電位分布測定 管対地電位分布測定計画に基づき実施する。 なお、管対地電位分布測定の実施結果から土壌抵抗率測定が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																		
(作業の留意点) 第3-3条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 試験方法については、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、試験後は、既存施設の機能を損なわないようモルタル等により復旧を行うものとする。 (2) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (5) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (6) 対策工法の検討（対策計画の概略策定） 現地調査結果、対象の施設の電位差が-400mv以上の値が発生した場合は、監督職員に報告するとともに、対策工法の検討が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																		
(業務写真における黒板情報 の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の																		

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 共通仕様書第 1-10 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（現地調査終了時）（Web 会議） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

項 目	内 容
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 2 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (6) 履行期間に変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議により設計計画に変更が生じた場合 (8) その他重要な変更が生じた場合
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1「調査対象施設諸元一覧表」

No.	幹線名	調査対象施設	施設延長(規模)					調査箇所数 管対地電位分布 測定(箇所)	水替工 有無	誘導員 有無	備考
			管径、延長								
1	中央幹線	2号調整水槽排水工上流	鋼管	φ300mm	L=	0.3	m	1			台地 茶畑横、敷地内
2	〃	5号調整水槽制水弁工(ノ)上流	鋼管	φ900mm	L=	1.3	m	1			台地 道路横、敷地内
3	〃	30-6号分水工下流	鋼管	φ100mm	L=	0.5	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
4	〃	6号調整水槽制水弁工(ノ)上流	鋼管	φ450mm	L=	0.4	m	1			台地 雑木林、茶畑横
5	〃	1号制水弁上流	鋼管	φ1350mm	L=	10.0	m	1	○	○	台地 道路上、ホテル横
6	〃	7号空気弁下流	鋼管	φ1350mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
7	〃	12号空気弁下流	鋼管	φ1200mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
8	〃	17号空気弁上流	鋼管	φ1200mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
9	〃	流量計室流入上流	鋼管	φ900mm	L=	1.3	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
10	〃	流量計室流入下流	鋼管	φ900mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
11	〃	流量計室流出上流	鋼管	φ900mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
12	〃	流量計室流出下流	鋼管	φ900mm	L=	1.3	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
13	〃	7号制水弁工上流	鋼管	φ900mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
14	〃	24-1号分水工上流	鋼管	φ150mm	L=	1.3	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
15	〃	24-2号分水工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
16	〃	24-3号分水工下流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
17	〃	27-2号分水工下流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
18	〃	27-3号分水工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
19	〃	21号排水工	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
20	〃	11号制水弁上流	鋼管	φ500mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
21	〃	13号制水弁上流	鋼管	φ450mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
22	〃	13号制水弁下流	鋼管	φ450mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
23	〃	30-5号分水工上流	鋼管	φ75mm	L=	1.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
24	〃	31-5号分水工上流	鋼管	φ200mm	L=	1.5	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
25	〃	33-2号分水工上流	鋼管	φ200mm	L=	0.2	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
26	〃	36号空気弁上流	鋼管	φ900mm	L=	0.3	m	1		○	台地 道路端、茶畑横
27	〃	36号空気弁下流	鋼管	φ900mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路端、茶畑横
計						74.4	m	27			
28	掛川幹線	掛川調整水槽制水弁工下流	鋼管	φ600mm	L=	4.5	m	1	○		台地 敷地内、茶畑横
29	〃	3号分水工下流	鋼管	φ250mm	L=	5.9	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
30	〃	1-2号分水工上流	鋼管	φ150mm	L=	2.1	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
31	〃	2号水管橋上流	鋼管	φ250mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路、茶畑、民家横
32	〃	2号水管橋下流	鋼管	φ150mm	L=	3.5	m	1		○	台地 道路、茶畑、民家横

計						16.5	m	5			
33	阪本幹線	2号分土工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.7	m	1			台地 道路、茶畑横
34	"	2号分土工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1			台地 道路、茶畑横
35	"	阪本調整水槽制水 弁上流(出)	鋼管	φ500mm	L=	9.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
36	"	阪本調整水槽制水 弁下流(出)	鋼管	φ500mm	L=	7.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
37	"	阪本調整水槽制水 弁上流(入)	鋼管	φ500mm	L=	8.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
38	"	阪本調整水槽制水 弁下流(入)	鋼管	φ500mm	L=	3.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
39	"	阪本調整水槽制水 弁上流(出)	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
40	"	阪本調整水槽制水 弁上流(出)	鋼管	φ500mm	L=	7.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
41	"	阪本調整水槽制水 弁下流(出)	鋼管	φ500mm	L=	10.0	m	1			台地 道路、茶畑横、敷地内
42	"	1号制水弁下流	鋼管	φ500mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
43	"	9号分土工(2号FP)	鋼管	φ150mm	L=	10.0	m	1			台地 道路上、茶畑横
計						56.2	m	11			
44	榛原幹線	榛原調整水槽(入) 上流	鋼管	φ400mm	L=	0.5	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
45	"	榛原調整水槽(入) 下流	鋼管	φ400mm	L=	3.5	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
46	"	榛原調整水槽(入) 洗淨管	鋼管	φ100mm	L=	4.7	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
47	"	榛原調整水槽(出) 下流	鋼管	φ400mm	L=	0.5	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
48	"	榛原調整水槽(排水)	鋼管	φ300mm	L=	0.7	m	1	○	○	台地 敷地内、茶畑、民地横
49	"	流量計(出)上流	鋼管	φ400mm	L=	3.5	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
50	"	流量計(出)下流	鋼管	φ400mm	L=	2.1	m	1		○	台地 敷地内、茶畑、民地横
51	"	永大橋水管橋上流	鋼管	φ350mm	L=	0.6	m	1			台地 道路上、茶畑横
52	"	永大橋水管橋下流	鋼管	φ350mm	L=	0.3	m	1			台地 道路上、茶畑横
53	"	8-2号分土工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.2	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
54	"	新川水管橋上流	鋼管	φ300mm	L=	10.0	m	1		○	台地、道路上
55	"	10-1号分土工上流	鋼管	φ300mm	L=	0.5	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
計						27.1	m	12			
56	菊川幹線	2号排水工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1	○		台地 道路上、茶畑横、民地横
57	"	1号分土工上流	鋼管	φ100mm	L=	0.5	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
58	"	2号分土工	鋼管	φ250mm	L=	0.7	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
59	"	8-1号分土工	鋼管	φ250mm	L=	0.7	m	1	○		台地 道路上、茶畑横
60	"	2号制水弁上流	鋼管	φ300mm	L=	1.4	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
61	"	2号制水弁下流	鋼管	φ300mm	L=	1.7	m	1	○	○	台地 道路上、茶畑横
計						5.5	m	6			
62	相良幹線	相良調整水槽制水 弁工(入)下流	鋼管	φ500mm	L=	0.5	m	1			台地 茶畑横、敷地内
63	"	相良調整水槽制水 弁工(出)上流	鋼管	φ500mm	L=	2.5	m	1			台地 茶畑横、敷地内
64	"	2-2号分土工下流	鋼管	φ250mm	L=	1.0	m	1			台地 茶畑横、敷地内

65	"	5-2-2号分木工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1			台地 道路上、茶畑内
66	"	1号分木工下流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1			台地 道路上、茶畑横
67	"	2号排水工下流	鋼管	φ500mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
68	"	2-3号分木工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
69	"	3-3号分木工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1			台地 道路上、茶畑横
70	"	5-1-1号分木工上流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
71	"	5-1-1号分木工下流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
72	"	5-3-2号分木工上流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						17.5	m	11			
73	新谷幹線	1号分木工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						0.5	m	1			
74	中-2号支線	2号分木工下流	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
75	"	2号排水工	鋼管	φ80mm	L=	0.9	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						1.4	m	2			
76	中-3号支線	25-3号分木工上流	鋼管	φ300mm	L=	1.2	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						1.2	m	1			
77	中-6号支線	2号分木工下流	鋼管	φ200mm	L=	10.0	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						10.0	m	1			
78	掛川支線	1号分木工上流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1	○	○	台地、道路上
計						0.5	m	1			
79	阪本支川	減圧水槽制水弁	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1			台地 道路上、茶畑横
80	"	1号排水工	鋼管	φ200mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						1.0	m	2			
81	相良支線	2号分木工下流	鋼管	φ150mm	L=	0.5	m	1		○	台地 道路上、茶畑横
計						0.5	m	1			
合計						212.3	m	81	17	51	

作業項目	規格	作業数量	単位	備考
水替工(ポンプ運転)	水中ポンプφ50mm×1台	5	箇所	17箇所/3.4箇所/日=5箇所
水替工(ポンプ設置・撤去)	水中ポンプφ50mm×1台	17	箇所	
交通誘導警備員配置	交通誘導警備員B	30	人	51箇所/3.4箇所/日=15日×2人=30日

別紙2「作業項目内訳表」

(1) 事前調査

作業項目	作業内容	数量	単位
1. 事前調査			
1-1. 資料調査	施設完成時の設計図書及び過年度の機能診断業務報告書に係る資料等を収集・整理し調査を行う。	81	箇所
1-2. 現地踏査	対象箇所において、現地踏査を行い、道路の使用許可の要否、他の埋設管の敷設状況、民地への立入の有無の確認等を行う。	81	箇所

(2) 現地調査

作業項目	調査内容	調査手法	数量	単位
1. 管対地電位分布測定	高感度電圧記録計の＋端子を空気弁室内等の露出鋼管部に接続し、－端子に地表面に接続した飽和硫酸電極を接続し、その間の電位差を測定する。この時、飽和硫酸電極は、管の直上コンクリート貫通部から 0m, 0.5m, 1.0m, 2m, 3m 以降 1m 間隔で 10m まで、伸縮管位置まで、鋼管の埋設方向に沿って鋼管部の頂上を移動しながら測定する。(別紙1「調査対象施設諸元一覧表」参照) 電極設置に伴う掘削及び埋戻し作業を行う。	高感度記録計(EPR型)、基準電極(飽和硫酸銅電極)、写真記録	81	箇所